

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年9月1日
(第39期)	至	2020年8月31日

株式会社技研製作所

高知県高知市布師田3948番地1

(E01690)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	10
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	28
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	28
(5) 所有者別状況	29
(6) 大株主の状況	29
(7) 議決権の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	31
3. 配当政策	31
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	32
第5 経理の状況	46
1. 連結財務諸表等	47
(1) 連結財務諸表	47
(2) その他	81
2. 財務諸表等	82
(1) 財務諸表	82
(2) 主な資産及び負債の内容	94
(3) その他	94
第6 提出会社の株式事務の概要	95
第7 提出会社の参考情報	96
1. 提出会社の親会社等の情報	96
2. その他の参考情報	96
第二部 提出会社の保証会社等の情報	97

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月26日
【事業年度】	第39期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森部 慎之助
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088) 846-2933
【事務連絡者氏名】	専務取締役 前田 みか
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088) 846-2933
【事務連絡者氏名】	専務取締役 前田 みか
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
売上高 (百万円)	22,017	25,965	29,142	32,442	24,640
経常利益 (百万円)	4,072	5,198	6,069	6,761	2,792
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,725	3,671	4,151	4,571	1,400
包括利益 (百万円)	2,487	3,782	3,948	4,174	1,508
純資産額 (百万円)	24,901	31,779	34,902	38,329	38,411
総資産額 (百万円)	39,553	47,104	49,376	51,463	49,708
1株当たり純資産額 (円)	996.43	1,195.05	1,282.98	1,381.90	1,372.25
1株当たり当期純利益金額 (円)	110.55	146.35	155.75	168.80	51.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	109.53	144.06	153.43	167.37	50.99
自己資本比率 (%)	62.1	67.1	69.5	73.1	75.5
自己資本利益率 (%)	11.5	13.1	12.6	12.7	3.7
株価収益率 (倍)	16.1	20.5	16.1	19.7	74.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,615	4,234	4,231	3,090	3,263
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,150	△5,291	△1,991	△2,554	△1,892
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△850	2,781	△1,831	△901	△953
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,212	4,943	5,329	4,920	5,324
従業員数 (人)	489	510	542	597	633

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第36期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第35期についても百万円単位に変更しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (百万円)	16,601	19,140	22,450	25,197	17,096
経常利益 (百万円)	3,259	4,330	5,572	6,760	2,207
当期純利益 (百万円)	2,181	3,194	3,923	4,809	837
資本金 (百万円)	5,846	8,055	8,329	8,731	8,843
発行済株式総数 (千株)	25,352	27,144	27,453	27,923	28,058
純資産額 (百万円)	23,228	29,576	31,989	35,893	35,466
総資産額 (百万円)	37,643	44,446	45,572	48,008	44,586
1株当たり純資産額 (円)	928.60	1,111.76	1,192.96	1,309.20	1,277.63
1株当たり配当額 (うち1株当たりの中間配 当額) (円)	34.00 (17.00)	70.00 (30.00)	60.00 (30.00)	68.00 (34.00)	70.00 (35.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	88.48	127.33	147.17	177.56	30.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	87.67	125.34	144.99	176.05	30.47
自己資本比率 (%)	60.8	66.2	70.1	74.3	78.4
自己資本利益率 (%)	9.8	12.2	12.8	14.2	2.4
株価収益率 (倍)	20.1	23.5	17.1	18.7	124.0
配当性向 (%)	38.4	55.0	40.8	38.3	228.4
従業員数 (人)	354	364	380	418	453
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	113.9 (88.3)	194.5 (109.8)	168.0 (120.3)	223.1 (107.4)	257.7 (117.9)
最高株価 (円)	2,060	3,125 ※3,240	3,495	4,205	5,190
最低株価 (円)	1,374	2,805 ※1,700	2,021	2,480	2,815

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第36期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第35期についても百万円単位に変更しております。
3. 第36期の1株当たりの配当額には、創業50周年記念配当10円（中間配当）および東証一部指定記念配当20円（期末配当）を含んでおります。
4. 最高・最低株価は、2017年6月30日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
5. 第36期の事業年度別最高株価および最低株価のうち、※印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1967年1月	現代表取締役会長の北村精男が高知県香美郡（2006年3月 合併により高知県香南市）に、建設機械による土木工事施工を本業とする高知技研コンサルタントを個人事業として創業。
1971年8月	高知県香美郡（2006年3月 合併により高知県香南市）に株式会社高知技研コンサルタントを設立。（1981年8月 株式会社技研施工に商号変更）
1975年7月	無振動・無騒音・無削孔で鋼矢板の静荷重圧入引抜きを可能にした機械第1号機を完成し、「サイレントパイラーK GK100A型」と命名。
1978年1月	株式会社高知技研コンサルタントのサイレントパイラーの製造、販売部門を独立させ、子会社として株式会社技研製作所を高知県高知市に設立、製造販売を開始。
1981年9月	株式会社技研施工の子会社として株式会社高知技研コンサルタントを高知県高知市に設立。（現・非連結子会社）
1981年10月	株式会社技研製作所の子会社として株式会社技研通商を高知県高知市に設立。
1985年5月	東京都足立区に東京工場を新設。
1987年12月	現在地に本社、工場を新築、移転。
1989年2月	株式会社技研製作所の子会社として株式会社技研施工を高知県香美郡（2006年3月 合併により高知県香南市）に設立。（1989年9月 高知県高知市に移転）（現・連結子会社）
1989年9月	株式会社技研通商を存続会社として株式会社技研製作所と株式会社技研施工（旧株式会社高知技研コンサルタント）を吸収合併し、株式会社技研製作所の事業を全面的に継承するとともに商号を株式会社技研製作所に変更。
1990年1月	英国にロンドン事務所を新設。
1991年4月	日本証券業協会に株式を店頭売買登録銘柄として登録。
1991年7月	オランダ王国にGiken Europe B.V.を設立。（現・連結子会社）
1993年3月	兵庫県氷上郡（2004年11月 合併により兵庫県丹波市）に関西工場を新設。
1993年5月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
1996年1月	シンガポール共和国にGiken Seisakusho Asia Pte., Ltd.を設立。（現・連結子会社）
1996年3月	東京都品川区に株式会社エムアンドエムを設立。（2000年6月 東京都江東区に移転）（現・非連結子会社）
1996年5月	東京都品川区に株式会社ジーアンドビーを設立。（2010年2月 高知県高知市に移転）（現・非連結子会社）
1999年12月	アメリカ合衆国にGiken America Corporationを設立。（現・連結子会社）
2007年8月	株式会社技研施工を分割会社とし、株式会社技研製作所を承継会社とする吸収分割を行い、レンタル事業を承継。
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2014年11月	高知県高知市に高知第二工場を新設。
2015年8月	公募増資および第三者割当増資により資本金を5,844百万円に増資。
2016年3月	東京都品川区のシーアイテック株式会社の株式を発行済株式に対し75%取得。（現・非連結子会社）
2016年4月	千葉県浦安市に関東工場を新設。
2017年6月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。 公募増資により資本金を7,110百万円に増資。
2017年7月	第三者割当増資により資本金を7,626百万円に増資。
2017年12月	オーストラリア連邦シドニー市のJ Steel Group Pty Limitedの株式を50.1%取得。（現・連結子会社）
2019年11月	高知県香南市に高知第三工場を新設。
2020年7月	Giken Europe B.V. がオランダ王国に工場を新設。

3 【事業の内容】

2020年8月31日現在の当社グループ（当社および当社の関係会社）は、株式会社技研製作所（当社）、連結子会社9社および非連結子会社4社により構成されており、無振動・無騒音で環境負荷を極小に抑えた圧入工法の優位性を最大限に活かした機械と新工法の開発を行い、国内外で公害対処企業として事業活動を行っております。当社グループの目指すところは、国民の視点に立った建設工事のあるべき姿を実現させることであり、この基準を環境性・安全性・急速性・経済性・文化性の5つの要素に集約して「建設の五大原則」として定め、当社グループの機械・工法開発の絶対条件としております。

当社グループのセグメントとその主たる内容は次のとおりであります。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) 建設機械事業

当社は、各種の油圧式杭圧入引抜機（サイレントパイラー）および周辺機械を開発・製造・販売・レンタルするとともに、それに附帯する保守サービスを行い、無公害圧入工法の普及拡大に努めております。そのほか海外子会社のGiken Europe B.V.、Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.、Giken America Corporation、J Steel Group Pty Limitedにおいても機械販売と保守サービスを行っております。

(2) 圧入工事業

当社は、圧入技術から生まれる新工法を次々と開発し、その普及と市場拡大に努めるとともに、圧入というコア技術を発展させ、「地上に文化を、地下に機能を」というコンセプトで耐震地下駐車場「エコパーク」と耐震地下駐輪場「エコサイクル」を受注し工事を行っております。

国内子会社の株式会社技研施工および海外子会社は、当社製の最新鋭のサイレントパイラーおよび周辺機械を用いて、長年培ってきた高い技術力と豊富な実績をもとに、圧入工事を行っております。また同時に、様々な工事現場で得た稼働データや改良事項をメーカーである当社にフィードバックし、圧入機だけでなく、そのシステム化などさらなる進化に貢献しており、グループの事業に有効な相乗効果をもたらしております。

非連結子会社のシーアイテック株式会社は、土木、建築分野での応力・変位等の挙動計測を中心とした計測業務を主な業務としており、光学センサーを用いた計測技術、コンピュータ制御による高精度な3次元計測など多方面にわたり多くの実績を有しております。

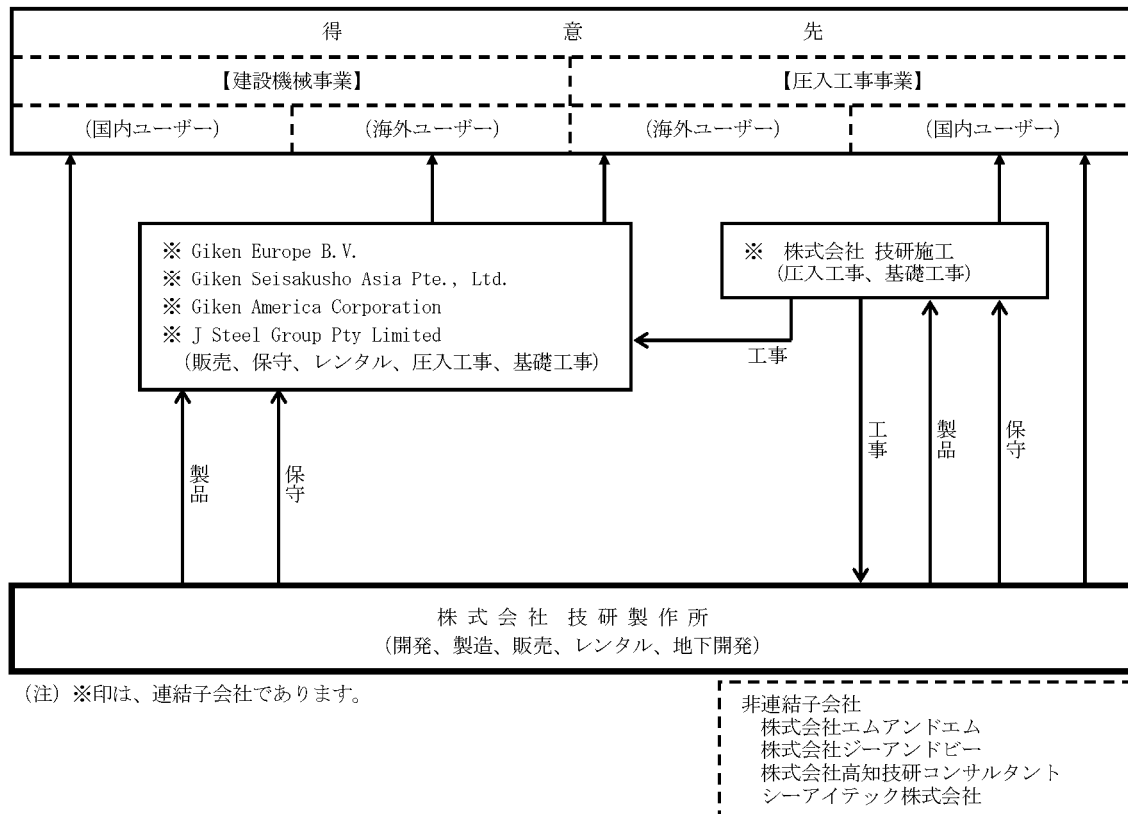
非連結子会社の株式会社エムアンドエムは、土木工事に関する経営コンサルタント業を通じて、サイレントパイラーの普及拡大と基礎工事における圧入工法の普及拡大に貢献することを事業目的としておりますが、現在事業活動は行っておりません。

非連結子会社の株式会社ジーアンドビーは、建設機械の新しい開発・設計方法を追求することを事業目的としておりますが、現在事業活動は行っておりません。

非連結子会社の株式会社高知技研コンサルタントは、土木建築工事の監督やソフトウェアの開発で圧入工法の普及に貢献することを事業目的としておりますが、現在事業活動は行っておりません。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
榊研施工 (注2、3)	高知県高知市	30百万円	圧入工事事業	100	当社の製品による土木 工事施工 資金の貸付 役員の兼任4名
Giken Europe B.V. (注2)	オランダ王国 アルメーレ市	8,957千 ユーロ	建設機械事業および 圧入工事事業	100	欧州における当社製品 の販売および当社製品 による土木工事施工 資金の借入 役員の兼任1名
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	シンガポール 共和国	2,000千 シンガポール ドル	建設機械事業および 圧入工事事業	100	アジアにおける当社製 品の販売および当社製 品による土木工事施工 資金の借入 役員の兼任1名
Giken America Corporation (注2)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	9,500千 米ドル	建設機械事業および 圧入工事事業	100	米国における当社製品 の販売および当社製品 による土木工事施工 資金の借入 役員の兼任1名
J Steel Group Pty Limited	オーストラリア 連邦 シドニー市	1,800千 豪ドル	建設機械事業および 圧入工事事業	55.7	南太平洋地域における 当社製品の販売および 当社製品による土木工 事施工 役員の兼任3名
その他4社					

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 榊研施工については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,709百万円
	(2) 経常利益	1,414百万円
	(3) 当期純利益	931百万円
	(4) 純資産額	2,781百万円
	(5) 総資産額	4,141百万円

(2) その他の関係会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 被所有割 合 (%)	関係内容
(有)北村興産	高知県香南市	41百万円	不動産賃貸業および 展示場運営	21.94	議決権の被所有 役員の兼任1名

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建設機械事業	355
圧入工事業	180
全社（共通）	98
合計	633

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
453	33.8	10.6	6,315

セグメントの名称	従業員数（人）
建設機械事業	333
圧入工事業	31
全社（共通）	89
合計	453

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社および連結子会社に、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社経営の基本方針

当社グループは、以下のとおり経営理念および経営方針を定め、実践しております。

①経営理念

当社は、設立以来、下記を経営理念としております。

『経営理念』

- 一. 我社は世の中の役に立つ独創的な「物」「方法」を創造し世の中に貢献する。
- 一. 我社は顧客の立場に立って「物」「方法」を創造し、より価値の高い物をお客様に与え続ける。
- 一. 我社は正しい倫理の上に立ち、真面目な事業運営で永久繁栄を計る。
- 一. 我社に対し力を貸してくださっている方々に少しでも多くの利益をもたらす、共存共栄を計る。
- 一. 我社の社員は一丸となって努力し如何なる時代が来ようとも絶対につぶれる事のない強靱な体質を作り、事業の永久繁栄を計る。
- 一. 我社の社員はもっともっと人間性を高め社会的地位の向上を計ると共に財産の増強を計る。

②経営方針

当社は、国民の視点に立った建設工事のあるべき姿として、「建設の五大原則」を掲げ、これを遵守する新しい建設業界への転換を図る「工法革命」を提唱し、実践しております。

その中核をなす技術が「インプラント工法」であり、その普及・拡大により、世界の建設を変えることを経営方針として掲げております。

『経営方針』 インプラント工法で世界の建設を変える

「建設の五大原則」

《いかなる工事でも環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要件を調和のとれた正五角形で実現しなくてはならない》

環境性： 工事は環境に優しく、無公害であること

安全性： 工事は安全かつ快適で、工法自体が安全の原理に適合していること

急速性： 工事は最短の時間で完了すること

経済性： 工事は合理的で新奇性・発明性に富み、工費は安価であること

文化性： 工事は高い文化性を有し、完成物は文化的で芸術性に溢れていること

(2) 中期的な会社の経営戦略

当社グループは「中期経営計画（2019年8月期－2021年8月期）」を策定しております。当該期間は、長期ビジョン実現のためのプラットフォームを構築する期間と位置付けております。

【長期ビジョン】

『インプラント工法のパッケージ化によるグローバル展開』

- ・建設をグランドデザインするグローバルエンジニアリング企業になる。（海外売上比率を全体の7割とする）
- ・高収益企業（賢い企業）体質を確立する。

【基本戦略】

①『インプラント工法のパッケージ展開により、新たな文化と価値を世界に創出』

- ・企画・計画から、施工、完成後の機能維持管理までをパッケージ化し、技術供与等、パートナーシップによりパッケージ展開を推進する。
- ・インプラント工法のパッケージ展開により、構造物の機能を活かし社会共通の付加価値を創出する事業を提案する。
- ・グローバル展開を図るため、世界の各分野の核となる企業等へ技術を供与し、パッケージで提供できる体制を構築する。

②『開発に特化した企業体制強化と開発の拡大』

- ・トータルパッケージ展開に向けた技術分野の拡大・深化のため、『開発の拡大』『ファブレス化、システム化の推進』により開発へのリソース集中を加速する。

③『事業と開発の優位性を“高知”から世界へ発信』

- ・圧入原理の優位性を可視化し事業と開発を推進する。

【現事業の重点項目】

①『更なる工法普及による圧入市場の拡大』

- ・〔適用範囲拡大〕 圧入工法の適用範囲拡大に向けた効果的な工法提案をする。
- ・〔エリア拡大〕 エリアごとの工法普及状況に応じたリソースを投入する。
- ・〔好条件化〕 施工手法の好条件化により工法価値を向上する。

②『製品提供のための環境整備』

- ・〔製品〕 製品ラインナップを充実させるとともに生産性を向上する。
- ・〔提供手法〕 業務提携を活用し、販売手法をシンプル化する。
- ・〔アフターフォロー〕 拠点整備によりメンテナンス体制を強化する。

【数値計画】

2021年8月期連結

売上高	27,100百万円	営業利益	3,150百万円
国内売上高	21,900百万円		
海外売上高	5,200百万円		

(3) 経営環境および対処すべき課題

①新生建設業界への転換

人命や財産を守り社会生活を維持・向上するためのインフラは、社会において極めて重要な位置付けにあり、本来、その目的の重要さから最適・最新の技術を導入する必要があります。しかしながら、現実には建設業界は他の産業と比べ技術的、制度的な革新が遅れております。その要因は、過去の実績で工法が採用されるという「前例主義」で工法選定が硬直化していることや、時代や社会の変化を前提とする建設のグランドデザインが無いことが挙げられます。こうした状況下、当社グループは、建設のあるべき姿（新生建設業界）へ転換することを社会における使命と位置付け、その課題解決を図っております。

前例主義の業界の中で、今後の当社グループが新工法提案を実現するプロセスでは、現状の建設の技術等の課題を浮き彫りにすると同時に、建設の制度的改革へのアプローチ等が必要になります。こうした関連において対処すべき課題が以下の内容となります。

1) 「建設の五大原則」に基づく工法選定への転換

これまで工法選定が前例主義であったため技術革新が進まず、例えば有事の際に備えた構造物でも有事の際に目的や責任を十分に果たすことができないといったリスクを社会が負わされてきました。

当社グループでは、今後、時代の中で最新かつ最適な工法選定がなされるよう前述の「建設の五大原則」に基づく「工法選定基準」へと転換すべく、発注者やコンサルタント等、業界の上流に向けた普及活動の推進を行っております。

2) 実証科学に基づく構造物の科学的な裏付け

当社グループでは、科学的に証明された、確実に目的や責任を果たす構造物とその構築方法を確立するため、学術組織である国際圧入学会と連携し、理論と実践を融合させた学術探究により実証科学で圧入杭と地盤のメカニズムを解明する取組みを推進しております。

さらには、社会においては、構造物の構築時のみならず長期間にわたる機能確保こそが必要であり、それを実証可能とするために、杭や地盤内にセンサーを配備することで構造物に「神経」を通し、構造物から得られた情報を活用する「神経構造物」の実現への取組みも行ってまいります。

このように、インプラント構造物を「圧入原理の優位性」に基づき実証科学で証明し、性能と健全性の立証に取り組んでおります。

3) 持続的発展に応じた社会インフラへのグランドデザインの反映

科学技術や文化の進歩が著しい現代において、構造物は目的・構造・設置場所を時代や社会の変化に応じて柔軟に対応できるよう「機能」を基調にしたものであるべきです。しかしながら社会の変化を前提としたグランドデザインがなされていないことから、スクラップ&ビルドが当たり前となっており、社会変遷の中で、コスト面だけでなく環境面など社会全体に対して大きな負担を強いております。

当社グループでは、社会の変化を前提としない「永久構造物」から、循環型で持続可能な社会を実現する機能重視の「機能構造物」へと転換する社会システムの提案を推進し、その実現を図っております。

②グローバル化の推進

当社グループは中長期的に海外売上比率を全体の7割とすることを目標に掲げております。世界的な気候変動に伴う自然災害への対策、老朽化した社会インフラの再生・強化が、日本国内のみならず世界的に喫緊の課題となっているためであります。そのため、建設をグランドデザインする『グローバルエンジニアリング企業になる』を目下の目標として、更なる海外展開のためのプラットフォームづくりを行っております。

具体的な内容として、「インプラント工法のパッケージ化」によるビジネス展開、海外事業パートナーへの技術提供、各国官公庁等への工法普及活動を推進しております。

③工法・機械の省力化・自動化

わが国では生産年齢人口の減少が予想されている中、建設分野においても、生産性向上は避けられない課題となっております。当社グループでは早くから圧入機製品「サイレントパイラー」の高度化による施工効率の向上、「GRBシステム」をはじめとする工法のシステム化・プレハブ化による生産性の向上に取り組んできました。今後はファブレス化の推進などにより開発スピードの向上に努めるとともに、自動運転などの技術に「AI」、「IoT」を積極的に活用することで、機械と工法の一層の省力化・自動化を図り、人手不足の解消、施工精度や安全性、施工効率のさらなる向上を進めていきます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループが属する市場環境について

当社グループは、国民の視点から見た「建設工事のあるべき姿」を環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要件に集約した「建設の五大原則」として定め、これに則って建設市場の状況に左右されにくい機械・工法の開発を目指しており、当社グループの機械・工法が建設業界を革新する大きな潮流となると確信しております。

しかしながら、国内外の建設市場の状況、特に公共投資の動向は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外事業について

当社グループは、海外において欧州・アジア・米国・豪州それぞれに拠点として子会社を置き、積極的に事業展開を進めております。また、各国個別の建設市場状況に影響を受けにくい普遍的要素に則った事業展開を行うべく、構造物の企画・計画から、構造設計、構造部材・機械システムの開発、施工・施工管理、さらには完成した構造物の維持管理までをトータルパッケージで市場に提供する体制の準備を進めております。

しかしながら、異文化の下での商慣行の違い、為替レートの変動、各国政府ごとの法制度や規制の変更さらには地政学的なリスク等は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自然災害・感染症等について

自然災害等に対しては当社グループの重要な事業課題として国土防災を実現する新工法提案を行うなど、積極的な開発、提案等を進めております。また、今後の大きな自然災害等に対しても、当社グループ内での危機管理規程に基づく緊急事態への備えを確立し、事業継続を長期的なビジョンで実現する新規プロジェクト構築を進めております。

しかしながら、当社グループの機械・工法の開発拠点、機械装置の主たる製造拠点が高知県にあり、南海トラフ巨大地震等の発生をはじめとする重大な自然災害、感染症など深刻かつ広範囲にわたる社会的な悪影響が発生した場合においては、当社グループおよびサプライチェーンや社会全体の混乱から、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、工事の一時中止や工期延長、発注の延期などに加え、感染拡大に伴う移動自粛要請や世界各国の入国制限などの影響も受けており、その活動は限定的にならざるを得ない状況が続いております。一方で、テレワークやスライドワークの導入、提案や販売活動のオンライン化で、生産性の向上を図るとともにコスト削減を図り、新しい時代に向けた企業体質の強化を進めております。今後も新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う事業環境の変化が当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があり、引き続き注視してまいります。

(4) 製造環境について

当社は機械の製造については機械設計を自社で行い、製造は社外の協力提携企業への外注で対応しており、納期管理や品質管理方法に対する基準の徹底、製造コストや需要の変動に応じた外注先の拡大等で生産体制の維持を図っております。

しかしながら、素材やエネルギーコストの変動、調達先および外注先の納期・コスト・品質等の取引条件の変動が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

当社グループは圧入工事事業において法的規制を受けており、その主要な許認可等は下記のとおりです。当社グループでは現時点において、許認可等の取消または更新欠落の事由に該当する事実はありません。

	株式会社技研製作所		株式会社技研施工
	取得年月	2017年11月	2019年7月
許認可等の名称	特定建設業許可	一級建築士事務所	特定建設業許可
所管官庁等	国土交通大臣	高知県	国土交通大臣
許認可等の内容	国土交通大臣許可 (特-29) 第19752号	高知県知事登録 (第1309号)	国土交通大臣許可 (特-28) 第14570号
有効期限	2022年11月20日 (5年ごとの更新)	2024年7月17日 (5年ごとの更新)	2022年1月9日 (5年ごとの更新)
法令違反の要件および 主な許認可取消事由	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反に該当した場合等 (建設業法第29条)	建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき等 (建築士法第26条第2号)	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反に該当した場合等 (建設業法第29条)

(6) 環境規制について

当社グループの製品は環境に配慮した設計で排出ガス規制と騒音規制に適合しております。これらの規制に関する当社グループの届出の内容は下記のとおりです。

当社グループでは、最新の排出ガス規制への適合に加えて、低騒音建設機械の指定、生分解性作動油の使用など、建設機械の環境対策に関して先駆的に取り組んでおります。今後も積極的に環境に配慮した製品開発を進めていきます。

届出の名称	届出先	法律名	取消事由
低騒音建設機械の指定 (※)	国土交通省	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> 不正の手段により型式指定を受けた場合 指定機械が左記規程第2条第1項の騒音基準値又は第2項の振動基準値に適合しなくなった場合 製造の中止、商号、機械名称の変更の届出を怠った場合
特定特殊自動車型式届出 (※)	環境省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 基準に適合しなくなった場合 (当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないもの)

(※) いずれも株式会社技研製作所が届出を行っております。なお、いずれも有効期限は規定されていません。

(7) 情報、知財管理等について

当社グループは開発型企業として機械や工法の開発を継続的に進め、新工法の提案を行っており、建設市場の基礎分野で存在価値の向上に努めております。機械や工法の開発、提案、実現の積み重ねは、発明やノウハウ等の知的財産を含む重要な技術情報や特殊な営業情報を保有することになります。それら技術情報や営業情報等の機密情報の管理については細心の注意を払い、関連情報の改ざん、漏洩、滅失、第三者の不正使用等の情報管理に関する事故が無いように適切な措置を講じております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社および連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態および経営成績の状況

1) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,754百万円減少して49,708百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末に比べ1,432百万円減少して25,477百万円、固定資産は前連結会計年度末に比べ322百万円減少して24,231百万円となりました。

流動資産減少の主因は、製品が3,429百万円、原材料及び貯蔵品が1,285百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が4,749百万円、電子記録債権1,145百万円減少したことによるものであります。

固定資産減少の主因は、建物及び構築物等の有形固定資産が892百万円増加した一方で、投資有価証券等の投資その他の資産が899百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末の負債の合計は、前連結会計年度末に比べ1,836百万円減少して11,297百万円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べ2,180百万円減少して9,493百万円、固定負債は前連結会計年度末に比べ343百万円増加して1,803百万円となりました。

流動負債減少の主因は、支払手形及び買掛金1,010百万円、未払法人税等が690百万円減少したことによるものであります。

固定負債増加の主因は、長期借入金が383百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ81百万円増加して38,411百万円となりました。この主因は、新株予約権が260百万円増加した一方で、株主資本が223百万円減少したことによるものであります。自己資本比率は、総資産の減少に伴い前連結会計年度末の73.1%から75.5%となりました。また、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の1,381円90銭から1,372円25銭となりました。

2) 経営成績

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、国内の公共事業予算が前年度に続き高水準で確保されている一方、建設技能労働者不足とそれを背景とした入札の不調・不落、新型コロナウイルス感染拡大に伴う工事の一時中止や工期延長、発注の延期、さらなる感染再拡大への懸念など、先行き不透明な状況が続きました。このような状況を背景に、顧客の設備投資に対する姿勢は慎重な状況が継続しております。

当社グループは、建設をグランドデザインするグローバルエンジニアリング企業への転換を最重要課題として取り組んでいますが、当連結会計年度は世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴う強制的な在宅勤務などの行動制限、移動自粛要請、入国制限などの影響を受け、その活動は限定的かつ停滞せざるを得ない状況が続きました。一方で、この危機的な状況を柔軟に乗り越えるべく新たな働き方としてテレワークやスライドワークを迅速に導入し、合わせて工法提案活動や販売活動についても、できることからオンライン化したことで、生産性の向上とコスト削減を両立させ、新しい時代に向けた企業体質の強化を加速化させました。

国内における工法普及活動では、自然災害からの復旧・復興事業や将来に備えた事前防災・減災対策、社会インフラの老朽化対策など国土強靱化施策を中心に、インプラント工法の適用範囲の拡大に取り組み、工法採用は順調に増加しています。また、近年の自然災害により被害が頻発している河川堤防についても、「堤防は盛土により築造するもの」とした「土堤原則」を撤廃すべく、国民に強く訴えかけ、関係省庁にも粘り強く交渉を続けており、インプラント工法による抜本的な対策の実現に向けた取り組みを進めています。

海外展開では、これまでのインプラント工法の認知度拡大や提案活動の手応えから今後の大きな成長を期待していますが、短期的な成果にはまだ結びついていません。しかし、各海外事業所に国内からエンジニアを派遣するなど当社工法の提案・採用活動の体制を強化しており、また、そのバックアップを日本から行うエンジニアリング支援体制を整備しました。オーストラリアの子会社J Steel Group Pty Limited（Jスチール社）では、鋼材販売を主とする事業からの転換を進め、早速、設計から施工までトータルで受注する実績を上げました。また、アメリカ、オランダ、カナダ、ブラジル、およびアジア諸国でも当社工法の認知度は高まりつつあり、問合せ件数も増加しています。

地下開発事業では、機械式地下駐輪場「エコサイクル」を、東京都渋谷区の商業ビル「渋谷フクラス（SHIBUYA FUKURAS）」に隣接して1基、JR川崎駅東口に2基を設置しました。これでエコサイクルの設置は全国で23カ所（57基）となりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は24,640百万円（前期比24.0%減）、営業利益は事業体制強化のための人件費等が増加したこと等により2,498百万円（同62.6%減）、経常利益は2,792百万円（同58.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,400百万円（同69.4%減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

a. 建設機械事業

大型圧入機は、インプラント工法の採用増加に伴い販売は堅調に推移しました。一方、国内では最も汎用性の高いU形鋼矢板に適合した一般圧入機は、現行のFシリーズが販売開始から7年を経過し、顧客の買い替え時期に差し掛かっていますが、前述のように社会経済の先行きの不透明感から、顧客は設備投資に慎重になっており、販売台数は減少しました。

その結果、売上高は15,592百万円（前期比34.0%減）、セグメント利益は3,440百万円（同56.2%減）となりました。

b. 圧入工事業

インプラント工法は、緊急性や重要性の高い、防災・減災工事や災害復旧工事の計画で採用されており、受注は堅調に推移しました。国内では、東日本大震災復興や南海トラフ巨大地震対策などでの海岸堤防工事、九州新幹線の地すべり抑止工事、橋脚などの耐震化工事、河川・護岸の改修工事、昨年台風被害に対する災害復旧工事や高速道路の改良工事などを実施しました。なお、セネガル共和国ダカール港2期工事での岸壁改修工事は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により工事再開の目途が立たない状況が継続しています。

その結果、売上高は9,048百万円（前期比2.8%増）、セグメント利益は1,249百万円（同65.4%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ403百万円増加し、5,324百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況につきましては次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前期と比べ173百万円増加して3,263百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,289百万円、減価償却費1,901百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前期と比べ662百万円減少して1,892百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,273百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前期と比べ51百万円増加して953百万円となりました。これは主に、配当金の支払額1,880百万円等によるものであります。

③生産、受注および販売の実績

1)生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
建設機械事業	22,929	91.3
圧入工事業	9,048	102.8
合計	31,977	94.3

- (注) 1. 金額は、実際販売価格で表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2)受注実績

当連結会計年度における圧入工事業の受注実績を示すと、次のとおりであります。

なお、建設機械事業の製品については見込み生産を行っております。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
圧入工事業	8,474	83.5	2,753	82.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
建設機械事業	15,592	66.0
圧入工事業	9,048	102.8
合計	24,640	76.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
(株)ヨネイ	4,041	12.5	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 当連結会計年度の(株)ヨネイについては、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

1) 経営成績等

a. 財政状態

当該事項につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態および経営成績の状況 1) 財政状態」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

当該事項につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態および経営成績の状況 2) 経営成績」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フロー

当該事項につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。が、指標のトレンドを示しますと以下のとおりであります。

	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
自己資本比率 (%)	69.5	73.1	75.5
時価ベースの自己資本比率 (%)	136.1	175.7	209.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (%)	15.7	24.2	54.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	509.9	539.8	230.3

(注) 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

2) 資本の財源および資金の流動性

当社グループにおける主な資金需要は、圧入の原理に基づいた新工法および圧入機製品の開発投資に必要な研究開発投資（材料費・労務費等）、ならびに圧入機製品の製造に係る費用（材料費・外注費・労務費等）であります。

これらの資金需要に対する資金調達については、中長期的な事業戦略、当社グループの事業に対するリスクを勘案し、最適な方法での実施を検討いたします。

3) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは「中期経営計画（2019年8月期－2021年8月期）」において、当該期間を長期ビジョン実現のためのプラットフォームを構築する期間と位置付けたうえで、売上高と営業利益についてそれぞれ数値目標を定め、その達成に向けて取り組んでおり、同計画において掲げている課題を達成していくことが、経営上の目標達成状況を判断するための指標と考えております。なお、「中期経営計画（2019年8月期－2021年8月期）」に関しては、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針及び見積りについては、「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕 追加情報」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち、特に重要なものは以下のとおりであります。

(たな卸資産)

当社グループは、たな卸資産の評価方法として原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。市場環境の悪化による顧客の需要減少や製品ライフサイクルの変化等に伴い、たな卸資産の収益性の低下、滞留、陳腐化が生じた場合、将来において追加の評価損の計上が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
㈱技研製作所 (当社)	㈱垣内	当社製品の外注加工について、発注、原材料等の支給、納入条件、品質保持、支払条件、秘密保持等について基本契約を結び、相互に安定した取引の継続を図っております。	自 2020年8月1日 至 2021年7月31日 (1年毎の自動更新)

5 【研究開発活動】

当社グループは「インプラント工法で世界の建設を変える」という経営方針を基に、圧入原理の優位性を核とした自流独創の発明力で建設工事における様々な制約を克服し、建設の五大原則を遵守して工事の目的を達成させ、インプラント工法のパッケージ化によるグローバル展開を推進するため、油圧式杭圧入引抜機「サイレントパイラー」とその周辺機器の研究開発および、耐震地下駐車場・駐輪場を主体とする地下関連の開発を行っております。

当連結会計年度につきましては、機械・装置の高効率化、無人化、省力化およびグローバル化を目的とした研究開発を重点的に行っており、研究開発費の総額は625百万円であります。

研究開発活動は、主に建設機械事業で行っており、内容は次のとおりであります。

①油圧式杭圧入引抜機

φ 800～φ 1000クリアジャイロパイラー	GRAL 1 0 1 5	圧入能力	1,500キロニュートン
φ 1200～φ 1500クリアジャイロパイラー	GRAL 1 5 2 0	圧入能力	2,000キロニュートン

②パワーユニット・周辺装置・アタッチメント

パワーユニット	EU 3 0 0 L 5 (排ガス規制欧州対応)
パワーユニット	EU 5 0 0 E 5 (排ガス規制欧州対応)
U形 400mm 用オーガアタッチメント	
U形 600mm、ハット形 900mm 用オーガアタッチメント	
鋼管矢板・鋼管杭、海外Z形鋼矢板用無軌道搬送装置	
クリアジャイロパイラー用吊込装置	
φ 1200、φ 1500鋼管用油圧クランプ式反力架台	
LS用パイプアタッチメント	

③耐震地下駐車場・駐輪場

機械式駐輪場エコサイクル	1基 渋谷
	2基 川崎市

④新たな開発課題の達成

圧入原理の優位性を生かした自動運転システムや硬質地盤施工システム、GRBシステムといった独自システムの更なる開発に取り組んでおります。また、機械装置の高効率化、好条件化を行っております。

⑤海外売上比率を全体の7割とするためのグローバル展開

圧入工事業と建設機械事業とを融合させ、工法提案から構造物の材料供給、施工までをトータルパッケージで提供する為の新たな機械装置、工法の開発も行っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(建設機械事業)

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）は3,027百万円であり、主なものは建物およびレンタル用機械の取得であります。

(圧入工事事業)

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）は32百万円であり、主なものは建設工事中用機械の取得であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (高知県高知市)	建設機械事業	本社事務所	653	1,090	1,157 (15,613)	102	3,004	220
本社工場および 第二工場 (高知県高知市)	建設機械事業	生産設備	136	32	441 (10,344)	401	1,011	49
第三工場 (高知県香南市)	建設機械事業	生産設備	613	81	17 (-)	4	716	8
赤岡実証センター (高知県香南市)	建設機械事業	実証用地	134	0	1,069 (41,214)	0	1,204	-
東京本社 (東京都江東区)	建設機械事業 圧入工事事業	事務所および倉庫	78	3	1,828 (4,830)	70	1,980	89
関東工場 (千葉県浦安市)	建設機械事業	保全設備	885	1,155	3,894 (11,967)	9	5,945	29
東京工場 (東京都足立区)	建設機械事業	保全設備	9	15	211 (1,102)	0	235	3
関西工場 (兵庫県丹波市)	建設機械事業	保全設備	442	1,333	624 (22,223)	7	2,409	29

(2) 国内子会社

2020年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱技研施工	本社 (高知県高知市)	圧入工事事業	事務所および 建設機械設備	23	20	- [2,898]	9	53	76

(3) 在外子会社

2020年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Giken Europe B.V.	本社 (オランダ王 国アルメーレ 市)	建設機械事業 圧入工事事業	事務所および 保全設備	322	10	60 (12,800)	366	760	19
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	本社 (シンガポ ール共和国)	建設機械事業 圧入工事事業	事務所	—	—	—	31	31	9
Giken America Corporation	本社 (アメリカ合 衆国フロリダ 州)	建設機械事業 圧入工事事業	事務所および 建設機械設備	4	77	— [90]	4	86	7
J Steel Group Pte Limited	本社 (オーストラ リア連邦)	建設機械事業 圧入工事事業	事務所および 建設機械設備	—	157	— [15,823]	150	308	12

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 土地および建物の一部を賃借しております。連結会社以外の者からの年間賃借料は106百万円であります。
3. 賃借している土地の面積につきましては、[] で外書きしております。なお、国内子会社の構技研施工の高知本社の土地については提出会社から賃借しているものであります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	支払リース料 (百万円)
構技研製作所	建設機械事業	車両運搬具	17
	圧入工事事業	電算機システム等	1
構技研施工	圧入工事事業	車両運搬具	13
		電算機システム等	1

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
Giken Europe B.V.	アルメーレ 新工場、事務所 (オランダ王国アル メーレ市)	建設機械事業	工場 事務所	973	345	自己資金、借入金	2019年11月	2020年7月
提出会社	高知可視化施設 (高知県香南市)	建設機械事業	実証試験設 備等	1,301	—	自己資金、借入金	2020年9月	2021年9月

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。
3. Giken Europe B.V.の決算期は5月末であるため、上記は2020年5月末時点のものとなっております。2020年8月末において、当該設備の新設は完了しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月26日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	28,058,028	28,059,028	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	28,058,028	28,059,028	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

2015年10月8日取締役会決議

	事業年度末現在 (2020年8月31日)	提出日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,531	1,521
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	153,100 (注)1	152,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,669 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年12月3日 至 2021年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,669 資本組入額 835	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの株式の数は100株とする。

本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、2015年10月9日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合

次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使、株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

3. (1) 本新株予約権者は、当社の2018年8月期の売上高および営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、売上高および営業利益については、当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における売上高および営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高および営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 2018年8月期の連結売上高が27,500百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- ② 2018年8月期の連結営業利益が5,800百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、下記(9)により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年8月31日)	提出日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数(個)	8,460	8,434
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	846,000 (注)1	843,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,685 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月1日 至 2024年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,685 資本組入額 1,843	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの株式の数は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,685円とする。なお、当該行使価額は2018年10月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

また、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使、株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

3. (1) 本新株予約権者は、当社の2021年8月期の海外売上高および連結営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、海外売上高および連結営業利益については、当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における海外売上高および連結営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高および連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ① 2021年8月期の海外売上高が9,000百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
 - ② 2021年8月期の海外売上高が11,600百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、2020年9月1日以降に本新株予約権者が任期満了または定年退職により退任または退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権の50%を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、下記(9)により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
 - ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年8月31日)	提出日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数(個)	737	737
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,700 (注)1	73,700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,685 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月1日 至 2024年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,685 資本組入額 1,843	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの株式の数は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,685円とする。なお、当該行使価額は2018年10月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

また、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使、株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

3. (1) 本新株予約権者は、当社の2021年8月期の海外売上高および連結営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、海外売上高および連結営業利益については、当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における海外売上高および連結営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高および連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 - ① 2021年8月期の海外売上高が9,000百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
 - ② 2021年8月期の海外売上高が11,600百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、2020年9月1日以降に本新株予約権者が任期満了または定年退職により退任または退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権の50%を行使することができる。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、下記(9)により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年9月1日～ 2016年8月31日 (注) 1	2	25,352	2	5,846	2	7,006
2017年6月29日 (注) 2	930	26,282	1,264	7,110	1,264	8,270
2017年7月25日 (注) 3	379	26,661	515	7,626	515	8,786
2016年9月1日～ 2017年8月31日 (注) 1	483	27,144	429	8,055	429	9,215
2017年9月1日～ 2018年8月31日 (注) 1	308	27,453	274	8,329	274	9,490
2018年9月1日～ 2019年8月31日 (注) 1	470	27,923	401	8,731	401	9,891
2019年9月1日～ 2020年8月31日 (注) 1	134	28,058	112	8,843	112	10,004

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償一般募集 930千株

発行価格 2,852円

引受価額 2,718.3円

資本組入額 1,359.15円

3. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資） 379千株

発行価格 2,852円

引受価額 2,718.3円

資本組入額 1,359.15円

割当先 野村證券株式会社

4. 当事業年度の末日後2020年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数、資本金および資本準備金が、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月1日～ 2020年10月31日	1	28,059	0	8,844	0	10,004

(5) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	36	39	114	151	2	5,930	6,272	—
所有株式数（単元）	—	79,344	3,663	74,307	25,542	9	97,557	280,422	15,828
所有株式数の割合（%）	—	28.29	1.31	26.50	9.11	0.00	34.79	100.00	—

（注）1. 自己株式692,915株は、「個人その他」に6,929単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。

2. 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ13単元および76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社北村興産	高知県香南市赤岡町2233番地	6,001	21.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,821	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,539	5.62
株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町1丁目1番1号	1,060	3.87
北村精男	高知県香南市	816	2.98
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	793	2.89
北村博美	高知県高知市	649	2.37
北村知佐子	高知県香南市	648	2.36
技研共栄会	高知県高知市布師田3948番地1	598	2.18
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	514	1.88
計	—	14,442	52.77

（注）1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てしております。

2. 当社は2020年8月31日現在、自己株式692千株を保有しておりますが、上記株主から除外しております。

3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,815千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,512千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 692,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,349,300	273,493	—
単元未満株式	普通株式 15,828	—	—
発行済株式総数	28,058,028	—	—
総株主の議決権	—	273,493	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田 3948番地1	692,900	—	692,900	2.47
計	—	692,900	—	692,900	2.47

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨ててしております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	187	783,990
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	692,915	—	692,915	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取および買増請求による売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は株主の皆様に対する安定的な利益配分を最重要項目と位置付けており、収益に応じた適正な利益配分を実施するとともに、長期的な事業展開に備えた内部留保の充実を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、1株につき35円といたしました。これにより当事業年度の年間配当は、既に実施いたしました中間配当35円と合わせ、1株当たり70円となりました。

内部留保資金につきましては、財務体質強化を図るとともに、開発型企業として継続的な成長を実現するための設備投資や開発投資などに活用していく所存であります。

当社は、「当会社は、毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、第39期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年4月10日 取締役会決議	956	35
2020年11月25日 株主総会決議	957	35

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の拡大を目的として経営環境の変化に的確かつ迅速に対応した経営を行うことが必要であると考へ、コーポレート・ガバナンスはそれを実現するための仕組みであると認識しその強化を図っております。

②企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は会社の機関として、株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。そのほかに経営会議を設置し、業務執行による意思決定の迅速化に努めております。

・取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む10名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定および監督を行っております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長：代表取締役社長森部慎之助

構成員：代表取締役会長北村精男、取締役副社長アンソニーバートラムス、専務取締役前田みか、取締役大平厚、取締役大野正明、取締役藤崎義久、取締役西川昭寛、社外取締役岩黒庄司、社外取締役久松朋水

・経営会議

経営会議は、取締役全員、およびその他関連する重要な組織の長をもって構成され、経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に開催しております。

(経営会議構成員の氏名等)

構成員：代表取締役会長北村精男、代表取締役社長森部慎之助、取締役副社長アンソニーバートラムス、専務取締役前田みか、取締役大平厚、取締役大野正明、取締役藤崎義久、取締役西川昭寛、社外取締役岩黒庄司、社外取締役久松朋水、重要な組織の長

・監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、毎月1回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施しております。監査役会には、社外取締役が出席し、情報共有することで連携を図っております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長：社外常勤監査役和田晃知

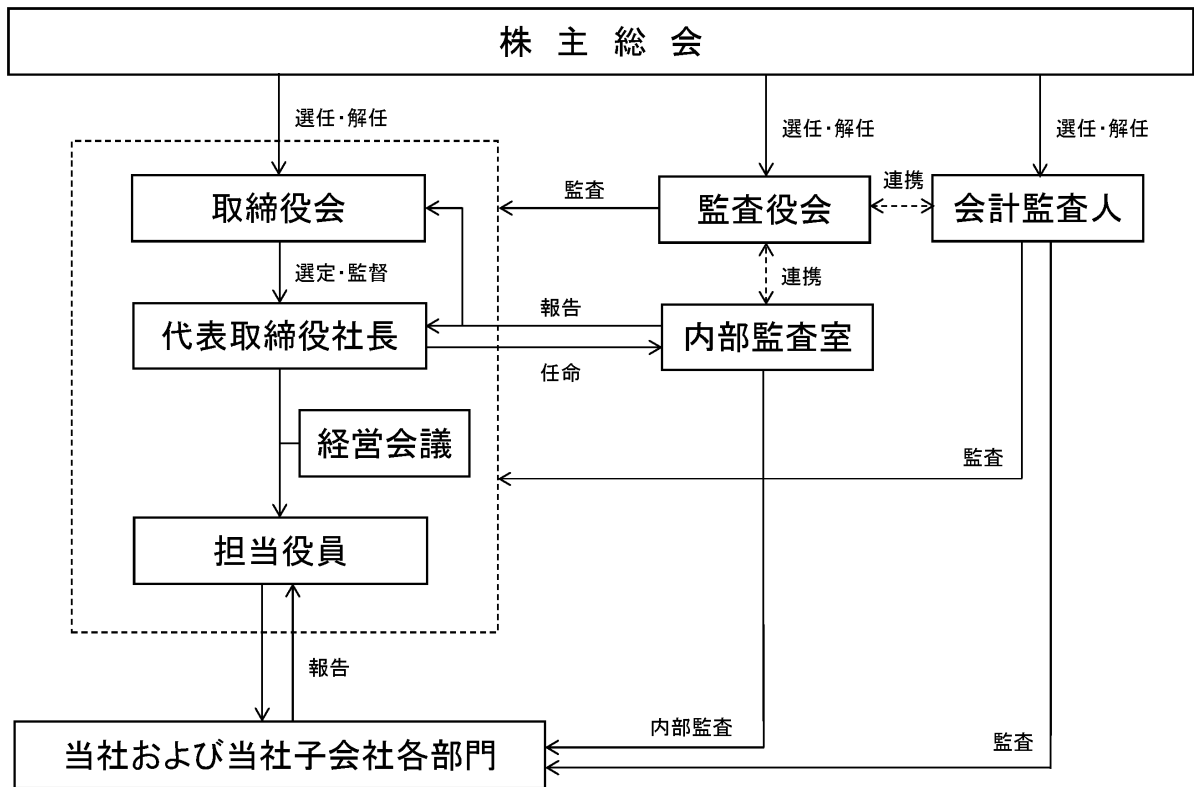
構成員：社外監査役土居秀喜、監査役松岡さゆり

内部監査室では、内部統制の整備・運用状況の有効性検証ならびにその改善に向けた助言・提言を行うとともに、監査計画に基づいて各部門の活動全般にわたる内部監査を実施し定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行っております。

監査役と内部監査部門は、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。

当社の業務執行状況の体制、経営監視および内部統制の仕組みは次頁のとおりであります。

当社の外部監査としては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、通常の監査および内部統制に関わる事項を含めて、適宜助言を得ております。



(1) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするためであります。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、取締役および監査役（取締役および監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役の責任免除を取締役の権限とすることにより、取締役および監査役が期待される役割をより適切に行えるようにするためであります。

(3) 取締役の定数

当社は、取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(b) 当該体制を採用する理由

当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上のため、独立社外取締役1名を選任しております。また、独立社外監査役1名を含めた人員で構成される監査役会による監査の実施が経営監視機能として有効であると判断しております。

③企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令・定款および事業運営の基本方針を遵守することを企業経営における重要事項と位置づけ、社内規程の整備やコンプライアンスに関する担当役員および担当部門の決定、使用人に対する研修の実施等、コンプライアンス体制の構築、推進を図る。

ロ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを含め、内部報告体制を整備する。

ハ. 財務報告に係る内部統制を整備・運用し虚偽記載の防止を図る。

ニ. 監査役による監査に加え、内部監査室による内部監査により、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行うとともに、内部統制の評価を行う。

ホ. 反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令および社内規程により、適切に保存および管理を行う。
 - ロ. 上記の文書等は、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 業務執行におけるリスクについては、社内規程等の整備・充実や、定められた危機管理対策本部および事務局体制の周知徹底などにより、管理体制を構築し、その推進を図る。
 - ロ. 当社および当社子会社の各部門は、それぞれの部門において予見されるリスクを特定し、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等を図る。
- (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会規則および細則に則り、経営に関する重要事項の決議を行うとともに、経営計画および各事業の進捗状況の確認により、経営資源が効率的に運用されているかを検証するため、毎月1回取締役会を開催する。
 - ロ. 経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算、計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に経営会議を開催する。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に則り、責任と権限を有する部門が迅速に実施する。
 - ニ. 各部門は、取締役会に対し、迅速かつ正確な情報を提供するため、定期的に報告を行う。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の業務執行については、定期的に当社取締役会において報告させる。
 - ロ. 当社の取締役は、子会社の業務執行について、必要に応じて状況報告を求め、子会社の業務執行を監視・監督し、適宜、指導・助言を行う。
 - ハ. 子会社の業務執行のうち重要事項については、当社の決裁を受けることとし、内部牽制を働かせる。
 - ニ. 当社の内部監査部門は、子会社における業務の適正性に関し、監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 現在、専属の監査役スタッフは置いていないが、今後その必要性が生じた場合には、監査役の意向を踏まえて配置するものとする。
 - ロ. 監査役スタッフを配置した場合に、当該スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
 - ハ. 当該スタッフの任命・異動等、人事に係る事項の決定には、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要事項の決議および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議に出席し、報告を受けることができる。
 - ロ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役が重要事項について報告を求めた場合は、速やかに対応するものとする。
 - ハ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内規程等において整備し、運用する。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、定期的に会計監査人と当社監査役および内部監査部門が意見交換をする機会を設ける。
 - ロ. 監査役会は、必要に応じて会計監査人と当社取締役が意見交換をする機会を設ける。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本姿勢とし、次の内容を実施する。

- ・反社会的勢力からの被害を防止する体制として管理本部担当役員を責任者とし、総務担当部門を統括部門とする。
- ・「高知県企業防衛連絡協議会」、「公益財団法人暴力追放高知県民センター」等の外部の専門機関に加入し、最新情報の収集および反社会的勢力の排除に努める。
- ・反社会的勢力からの不当要求に対する予防措置として、統括部門において情報の収集および一元管理を行うとともに、マニュアルを充実させていく等体制整備を図る。

(b) 取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	北村 精男	1940年11月12日生	1967年1月 高知技研コンサルタント創業 1971年8月 (株)高知技研コンサルタント(1981年8月(株)技研施工に商号変更) 設立 同社代表取締役社長 1978年1月 (株)技研製作所設立 同社代表取締役社長 1981年10月 (株)技研通商設立 同社取締役 1989年2月 (株)技研施工(本店 高知県香美郡赤岡町その後高知市に移転) 設立 同社代表取締役社長 1989年9月 (株)技研通商が(株)技研製作所、(株)技研施工を合併、同時に商号を(株)技研製作所に変更 代表取締役社長 2010年5月 新工法開発事業担当 2013年12月 新工法開発事業、管理本部担当 2014年11月 新工法開発事業担当 2020年11月 代表取締役会長(現任) 〔主要な兼職〕(株)技研施工取締役会長	(注1)	816
代表取締役 社長	森部 慎之助	1951年10月2日生	2012年3月 高知県庁退職 2012年6月 当社入社 2012年10月 執行役員工法事業部長兼GTOSS営業本部副本部長兼JPA推進室長 2013年2月 執行役員工法事業部長 2013年11月 常務取締役 圧入工法推進本部担当 2014年1月 常務取締役圧入技術普及本部長 工法事業部担当 2014年11月 常務取締役圧入技術普及本部長 圧入工法推進本部、管理本部担当 2015年11月 専務取締役 圧入工法推進事業、管理本部担当 2016年6月 取締役副社長 圧入工法推進事業、管理本部担当 2016年9月 取締役副社長 管理本部担当 2016年11月 取締役副社長 2017年10月 取締役副社長 圧入工法推進事業担当 2020年11月 代表取締役社長(現任) 〔主要な兼職〕Giken Europe B.V. 社長	(注1)	7
取締役 副社長 海外事業 担当	アンソニー パートラムス	1968年10月17日生	2007年2月 J Steel Group Pty Limitedを共同設立 代表取締役社長(現任) 2017年11月 当社専務取締役 海外事業担当 2019年2月 当社専務取締役 海外事業、ODA事業担当 2019年3月 当社専務取締役 海外事業担当 2020年11月 当社取締役副社長 海外事業担当(現任) 〔主要な兼職〕J Steel Group Pty Limited社長 Giken America Corporation社長	(注1)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役 管理本部・ エコデザイン事業 担当	前田 みか	1966年8月2日生	1989年4月 当社入社 2010年5月 情報企画部情報企画課リーダー 2013年2月 企画部部門リーダー 2015年9月 経営戦略部部門リーダー 2016年9月 執行役員 製品事業担当 2016年11月 取締役 製品事業担当 2017年10月 取締役 製品事業・エコデザイン事業 担当 2017年11月 常務取締役 製品事業・エコデザイン 事業担当 2018年5月 常務取締役 管理本部担当 2019年2月 常務取締役 管理本部（経営戦略部）・ エコデザイン事業担当 2020年9月 常務取締役 管理本部・エコデザイン 事業担当 2020年11月 専務取締役 管理本部・エコデザイン 事業担当（現任） [主要な兼職] ㈱技研施工常務取締役 J Steel Group Pty Limited取締役	(注1)	16
取締役	大平 厚	1959年2月3日生	1981年4月 ㈱技研施工入社 1999年3月 同社業務部西日本事業所長 2003年9月 Giken America Corporation 出向 2009年2月 当社出向 執行役員工法事業部長 2011年6月 当社執行役員工法事業部長兼 J P A 推 進室長 2012年10月 ㈱技研施工常務執行役員 2013年11月 同社専務取締役工事本部長 2014年11月 当社取締役 海外事業担当 2015年11月 ㈱技研施工代表取締役社長 2016年9月 当社取締役(現任) [主要な兼職] Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd. 社長	(注1)	5
取締役 新工法開発事業 担当	大野 正明	1962年6月25日生	1986年5月 当社入社 2008年9月 技術開発部部长代理 2015年9月 プロダクトサポート部部門リーダー 2016年9月 ㈱技研施工執行役員 技術本部担当 2017年9月 当社執行役員 新工法開発事業担当 2019年11月 当社取締役 新工法開発事業担当（現 任）	(注1)	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 海外事業 担当	藤崎 義久	1970年2月19日生	1993年4月 当社入社 1996年2月 Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd. 出 向 2015年9月 経理部部門リーダー 2016年12月 当社執行役員 管理本部長兼経理部部 長 2018年5月 当社執行役員 グループ財務部門統括 2019年11月 当社取締役 管理本部（総務部、東京 総務部、経理部、管理部）担当 2020年9月 当社取締役 海外事業担当（現任）	（注1）	1
取締役	西川 昭寛	1954年8月28日生	1977年4月 ㈱四国銀行入行 2015年6月 同行常務取締役 2018年6月 同行専務取締役 2020年6月 同行退職 2020年8月 当社入社 参与 2020年9月 ㈱技研施工代表取締役社長（現任） 2020年11月 当社取締役（現任） 〔主要な兼職〕 ㈱技研施工代表取締役社長	（注1）	—
取締役	岩黒 庄司	1952年7月11日生	2017年7月 コマツキャスタックス㈱（現・㈱小松 製作所）常勤監査役退任 2017年11月 当社取締役（現任）	（注1） （注3）	0
取締役	久松 朋水	1953年7月7日生	1978年4月 太陽鍛工㈱（現・㈱太陽）入社 1984年8月 同社取締役 1986年7月 同社代表取締役副社長 1986年8月 土佐倉庫㈱取締役（現任） 1992年8月 太陽鍛工㈱代表取締役社長 1997年7月 ㈱太陽代表取締役社長（現任） 2001年8月 日本ブレード㈱代表取締役社長（現 任） 2020年11月 当社取締役（現任） 〔主要な兼職〕 ㈱太陽代表取締役社長 日本ブレード㈱代表取締役社長 土佐倉庫㈱取締役	（注1） （注3）	—
常勤監査役	和田 晃知	1973年12月8日生	1996年4月 ㈱四国銀行入行 2013年2月 同行今治支店 副支店長 2014年9月 同行お客さまサポート部 調査役 2015年9月 同行お客さまサポート部 部長代理 2016年4月 同行法人サポート部 部長代理 2017年9月 同行守口支店 支店長 2019年11月 当社常勤監査役（現任）	（注2） （注4）	—
監査役	土居 秀喜	1950年1月15日生	2010年3月 高知県警察退職 2015年12月 高知県選挙管理委員会委員 2016年11月 当社監査役（現任） 2018年5月 高知県選挙管理委員会委員長（現任） 〔主要な兼職〕 ㈱技研施工監査役	（注2） （注4）	0
監査役	松岡 さゆり	1955年9月17日生	2013年3月 高知県庁退職 2015年4月 当社入社 管理部参与 2018年6月 当社退職 2018年7月 当社法務アドバイザー 2019年11月 当社監査役（現任）	（注2）	4
計					858

- （注） 1. 取締役北村精男、森部慎之助、アンソニーパートラムス、前田みか、大平厚、大野正明、藤崎義久、西川昭寛、岩黒庄司および久松朋水の任期は、2020年8月期に係る定時株主総会終結の時から2022年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 常勤監査役和田晃知、監査役土居秀喜および松岡さゆりの任期は、2019年8月期に係る定時株主総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 取締役岩黒庄司および久松朋水は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役和田晃知および監査役土居秀喜は、社外監査役であります。
5. 当社では、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離による業務区分の明確化、取締役会の機能の強化および業務執行機能の充実・拡充を図るため、執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員は以下の5名となります。

役名	氏名	業務分担
執行役員	池田 敏夫	社長室
執行役員	山本 卓也	製品事業
執行役員	森野 有晴	製品事業
執行役員	木村 育正	圧入工法推進事業
執行役員	松岡 徹	圧入工法推進事業

6. 所有株式数は、2020年8月31日現在の株式数であります。

② 社外役員の状況

当社は、提出日現在において社外取締役2名および社外監査役2名を選任しております。

社外取締役および社外監査役の候補者の選定にあたっては、会社法で要求される社外性に加え、社外取締役については各分野における豊富な経験、高い見識を活かして当社の経営判断・意思決定に加わると共に、当社経営、業務に対し客観的見地から適切な助言を実施いただけると判断した人物を、社外監査役についても各分野における豊富な経験、高い見識を活かして当社経営、業務に対し客観的見地から適切な監査を実施できると判断した人物をそれぞれ選任しております。

社外取締役岩黒庄司氏は、国内外における製造業での豊富な経験と実績を有していることから、当社の社外取締役に適任の人物であります。

社外取締役久松朋水氏は、企業経営者として国内外における豊富な経験と実績を有しており、グローバルかつ客観的な立場から、当社の成長と企業価値の向上への貢献に期待できることから、当社の社外取締役に適任の人物であります。

社外監査役和田晃知氏は、金融に関する豊かな知識を活かして当社の経営、業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であります。

社外監査役土居秀喜氏は、長年警察官として培われた幅広い見識を活かして当社経営、業務に対し客観的見地から適切な監査をしていただける人物であります。

社外取締役および社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、当社は、社外取締役の岩黒庄司氏が過去において業務執行者であったコマツキャストックス(株)（現・(株)小松製作所）と取引関係にあります。取引の規模、性質に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。また、当社は、社外監査役の和田晃知氏が現在業務執行者である(株)四国銀行と取引関係にあります。取引の規模、性質に照らして、社外監査役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。

社外取締役および社外監査役の独立性判断基準は、会社法の要件を満たすことおよび東京証券取引所有価証券上場規程の要件に該当しない者であること、さらに次の要件のいずれにも該当しない者であることとしており、この要件は当社規程に明示しております。

1. 当社株式の10%以上を保有する株主
2. 当社グループ会社の役員または従業員
3. 当社グループとの取引額がグループ連結売上の2%以上となる取引企業の役員または従業員
4. 当社グループと年間500万円を超える個人的な取引がある者
5. 前4号に該当する2親等以内の親族がいる者

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、毎月1回開催の定時取締役会および臨時取締役会に出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行っております。また、社外監査役につきましては、毎月1回開催の監査役会へ出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行っております。

上記のとおり、社外取締役2名の経営判断・意思決定への参画、および社外監査役2名による監査をそれぞれ実施しており、経営監視・監督機能体制は整っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）および非常勤監査役2名（うち1名が社外監査役）で構成されており、少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有するものを確保しております。

当事業年度において、当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役 （社外監査役）	和田 晃知	10回/10回（100%）（注）
非常勤監査役 （社外監査役）	森 國雄	12回/12回（100%）
非常勤監査役 （社外監査役）	土居 秀喜	12回/12回（100%）
非常勤監査役	松岡 さゆり	10回/10回（100%）（注）

（注）常勤監査役和田晃知、非常勤監査役松岡さゆりの監査役会出席状況は、2019年11月27日開催の第38期定時株主総会において、それぞれ選任された後の監査役会への出席回数を記載しております。

監査役会においては、監査方針および監査計画、会計監査人の評価および再任の決定、監査報告の作成等の審議、常勤監査役からの活動状況報告等を主な検討事項としております。

また、常勤監査役は、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書類等の重要な決裁書類の閲覧、本社および主要な事業所の往査、監査法人および内部監査室との打ち合わせによる情報共有等を実施しております。

② 内部監査の状況

社長直轄部門として内部監査室（3名）を設置しております。内部監査室は、年度の監査計画に基づき、各部門の活動全般にわたり内部監査を実施し定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行っております。内部監査の結果につきましては、社長、担当役員および監査役へ報告するとともに、被監査部門への指導を行っております。また、フォローアップ監査を通じて、その改善状況を確認しております。

監査役と会計監査人とは、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1989年9月以降

なお、1989年8月以前については、調査が著しく困難であったため、継続監査期間が当該期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：西野 裕久

指定有限責任社員 業務執行社員：小松野 悟

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 4名

e. 監査法人の選定方針と理由ならびに監査役および監査役会による監査法人の評価

会計監査人が専門性、独立性および適正性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制などを総合的に評価し選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人の解任または不再任を決定することといたします。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	22	10	25	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22	10	25	—

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「基幹システム導入における事前レビュー業務」であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務はありません。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワーク（KPMGメンバーファーム）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針については定めておりませんが、監査報酬の妥当性については、当社の規模や特性、監査日数等をもとに検証しており、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬の決定方針については以下1～5のとおりとすること、手続きについては、株主総会において決定された報酬総額の限度内で社外役員の意見を聴取のうえ取締役会にて協議のうえ決定することとし、監査役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内で監査役の協議で決定しております。

1. 経営理念・経営方針の実現への貢献に対する報酬であること。
2. 長期的な企業価値創出および維持に対する貢献を反映する報酬であること。
3. 優秀な経営陣を確保できる報酬であること。
4. 前号に対して客観性を有する報酬とし、ストック・オプション等を導入することができるものとする。
5. 退職慰労金は支給しない。ただし、定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止が決議された日（2010年11月25日）に当社に在職していた役員であって、引き続き役員の職にあり、この規程の実施日（2015年11月1日）現在、役員退職慰労金の支払いを受けていない者についてはこの限りでない。

株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役（2017年11月28日開催 第36期定時株主総会決議） 年額550百万円（うち社外取締役分50百万円）

監査役（2017年11月28日開催 第36期定時株主総会決議） 年額 50百万円

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）		対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役（社外取締役を除く）	360	291	68	9
監査役（社外監査役を除く）	3	3	—	1
社外役員	35	30	4	6

（注）取締役の基本報酬には、使用人兼務取締役分の使用人分給与は含まれておりません。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

氏名（役員区分）	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)	
			基本報酬	ストック・オプション
北村 精男 （取締役）	提出会社	159	146	13

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社において、純投資目的以外の目的である投資株式とは、取引関係の強化等を目的に長期保有を前提として保有している株式であります。一方、純投資目的である投資株式とは、長期保有の前提がない株式であります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的な協力関係の維持・強化の観点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、その企業の株式を保有いたします。また、これらの株式については、その中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえてその保有意義を検証し、取締役会にて確認しております。そのうえで、保有の適切性・合理性が認められない場合には売却あるいは縮減をいたします。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	3	9
非上場株式以外の株式	4	408

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)四国銀行	371,300	371,300	当社は、取引先との安定的な協力関係の維持・強化の観点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有しております。また、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえてその保有意義を検証しております。定量的な保有効果は営業上の守秘事項との判断から記載いたしません。また、上記方針に基づく十分な定量的効果があると判断しております。	有
	285	341		
(株)高知銀行	169,700	169,700	当社は、取引先との安定的な協力関係の維持・強化の観点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有しております。また、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえてその保有意義を検証しております。定量的な保有効果は営業上の守秘事項との判断から記載いたしません。また、上記方針に基づく十分な定量的効果があると判断しております。	有
	114	122		
(株)伊予銀行 (注)	10,802	10,802	当社は、取引先との安定的な協力関係の維持・強化の観点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有しております。また、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえてその保有意義を検証しております。定量的な保有効果は営業上の守秘事項との判断から記載いたしません。また、上記方針に基づく十分な定量的効果があると判断しております。	有
	7	5		
(株)百十四銀行 (注)	525	525	当社は、取引先との安定的な協力関係の維持・強化の観点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有しております。また、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえてその保有意義を検証しております。定量的な保有効果は営業上の守秘事項との判断から記載いたしません。また、上記方針に基づく十分な定量的効果があると判断しております。	無
	0	1		

(注) 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。保有する上場株式の全銘柄について記載しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し対応するため、監査法人との綿密な連携ならびに情報の共有化に加え、監査法人および各種関係機関が主催する会計や税務に関するセミナーへの参加や、専門誌の購読等、必要な対応を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,335	6,882
受取手形及び売掛金	※6 10,021	※6 5,272
電子記録債権	※6 2,839	※6 1,693
製品	1,817	5,247
仕掛品	2,070	1,895
未成工事支出金	26	26
原材料及び貯蔵品	2,467	3,753
その他	339	711
貸倒引当金	△7	△3
流動資産合計	26,909	25,477
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1,※3 4,905	※1,※3 6,056
減価償却累計額	△2,375	△2,731
建物及び構築物（純額）	※1,※3 2,529	※1,※3 3,324
機械装置及び運搬具	※3 12,347	※3 13,560
減価償却累計額	△7,009	△8,190
機械装置及び運搬具（純額）	※3 5,338	※3 5,369
土地	※1 9,335	※1 9,563
建設仮勘定	1,468	1,151
その他	※3 1,037	※3 1,324
減価償却累計額	△851	△983
その他（純額）	※3 186	※3 340
有形固定資産合計	18,857	19,749
無形固定資産		
投資その他の資産	667	352
投資有価証券	※2 1,629	※2 1,238
繰延税金資産	1,862	1,799
その他	※1 1,552	※1 1,107
貸倒引当金	△15	△14
投資その他の資産合計	5,029	4,129
固定資産合計	24,553	24,231
資産合計	51,463	49,708

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※6 2,343	※6 1,333
電子記録債務	※6 2,633	※6 2,429
短期借入金	※1 414	※1, ※5 870
未払法人税等	1,082	392
前受金	2,745	2,802
賞与引当金	713	562
その他の引当金	9	8
その他	1,730	1,095
流動負債合計	11,674	9,493
固定負債		
長期借入金	※1 323	※1 707
製品機能維持引当金	144	34
退職給付に係る負債	163	80
その他の引当金	10	0
その他	817	980
固定負債合計	1,459	1,803
負債合計	13,134	11,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,731	8,843
資本剰余金	9,891	10,020
利益剰余金	19,903	19,439
自己株式	△303	△304
株主資本合計	38,222	37,999
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△228	△95
繰延ヘッジ損益	12	5
為替換算調整勘定	△331	△352
退職給付に係る調整累計額	△44	△5
その他の包括利益累計額合計	△591	△447
新株予約権	242	503
非支配株主持分	456	355
純資産合計	38,329	38,411
負債純資産合計	51,463	49,708

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	32,442	24,640
売上原価	※1 19,185	※1 15,465
売上総利益	13,256	9,175
販売費及び一般管理費	※2, ※3 6,567	※2, ※3 6,676
営業利益	6,689	2,498
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	20	22
スクラップ売却益	8	3
不動産賃貸料	76	38
受取保険金	—	193
為替差益	—	22
その他	33	37
営業外収益合計	141	321
営業外費用		
支払利息	5	14
不動産賃貸費用	9	1
株式交付費	6	3
為替差損	40	—
固定資産廃棄損	—	2
その他	6	5
営業外費用合計	68	27
経常利益	6,761	2,792
特別利益		
投資有価証券売却益	—	41
新株予約権戻入益	12	—
特別利益合計	12	41
特別損失		
投資有価証券評価損	—	297
のれん償却額	—	※4 245
特別損失合計	—	543
税金等調整前当期純利益	6,774	2,289
法人税、住民税及び事業税	1,913	907
法人税等調整額	283	40
法人税等合計	2,196	948
当期純利益	4,577	1,340
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	5	△60
親会社株主に帰属する当期純利益	4,571	1,400

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益	4,577	1,340
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△158	132
繰延ヘッジ損益	14	△13
為替換算調整勘定	△205	9
退職給付に係る調整額	△53	39
その他の包括利益合計	※ △402	※ 167
包括利益	4,174	1,508
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,221	1,545
非支配株主に係る包括利益	△46	△36

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,329	9,490	17,057	△303	34,574
当期変動額					
新株の発行	401	401			802
剰余金の配当			△1,726		△1,726
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,571		4,571
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	401	401	2,845	△0	3,647
当期末残高	8,731	9,891	19,903	△303	38,222

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	△70	4	△185	9	△241	64	503	34,902
当期変動額								
新株の発行								802
剰余金の配当								△1,726
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,571
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△158	7	△145	△53	△350	177	△46	△219
当期変動額合計	△158	7	△145	△53	△350	177	△46	3,427
当期末残高	△228	12	△331	△44	△591	242	456	38,329

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,731	9,891	19,903	△303	38,222
会計方針の変更による累積的影響額			17		17
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,731	9,891	19,920	△303	38,239
当期変動額					
新株の発行	112	112			225
剰余金の配当			△1,882		△1,882
親会社株主に帰属する当期純利益			1,400		1,400
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		16			16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	112	129	△481	△0	△240
当期末残高	8,843	10,020	19,439	△304	37,999

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△228	12	△331	△44	△591	242	456	38,329
会計方針の変更による累積的影響額							13	30
会計方針の変更を反映した当期首残高	△228	12	△331	△44	△591	242	470	38,360
当期変動額								
新株の発行								225
剰余金の配当								△1,882
親会社株主に帰属する当期純利益								1,400
自己株式の取得								△0
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減								16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132	△6	△20	39	144	260	△114	291
当期変動額合計	132	△6	△20	39	144	260	△114	50
当期末残高	△95	5	△352	△5	△447	503	355	38,411

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,774	2,289
減価償却費	1,708	1,901
のれん償却額	31	279
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△94	△151
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△14	△27
製品機能維持引当金の増減額 (△は減少)	△117	△110
受取利息及び受取配当金	△23	△26
支払利息	5	14
受取保険金	—	△193
為替差損益 (△は益)	△15	△64
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	297
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,241	6,025
たな卸資産の増減額 (△は増加)	163	△3,715
仕入債務の増減額 (△は減少)	△146	△1,130
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△8	8
その他	781	△469
小計	4,803	4,928
利息及び配当金の受取額	23	26
利息の支払額	△5	△14
法人税等の支払額	△1,731	△1,871
保険金の受取額	—	193
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,090	3,263
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,830	△1,240
定期預金の払戻による収入	2,765	2,090
有形固定資産の取得による支出	△1,947	△3,273
投資有価証券の取得による支出	△310	△9
その他	△231	539
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,554	△1,892
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	303	363
長期借入れによる収入	—	563
長期借入金の返済による支出	△214	△111
株式の発行による収入	744	221
自己株式の取得による支出	△0	△61
配当金の支払額	△1,728	△1,880
その他	△5	△47
財務活動によるキャッシュ・フロー	△901	△953
現金及び現金同等物に係る換算差額	△43	△14
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△409	403
現金及び現金同等物の期首残高	5,329	4,920
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,920	※ 5,324

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

㈱技研施工

Giken Europe B.V.

Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.

Giken America Corporation

J Steel Group Pty Limited 他4社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

㈱高知技研コンサルタント

㈱ジーアンドビー

㈱エムアンドエム

シーアイテック㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称等

㈱高知技研コンサルタント

㈱ジーアンドビー

㈱エムアンドエム

シーアイテック㈱

(持分法適用の範囲から除いた理由)

持分法非適用会社は、各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Giken Europe B.V.	5月31日
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	6月30日
Giken America Corporation	5月31日

(注) 連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、同決算日の翌日から連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

…移動平均法による原価法

②デリバティブ

…時価法

③たな卸資産

製品、仕掛品および未成工事支出金

…個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料

…月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、中古機は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

…当社および国内連結子会社は定率法

在外連結子会社は定額法

ただし、当社のレンタル資産については経済的、機能的な実情を勘案した合理的な償却年数による定額法、当社および国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

なお、当社および国内連結子会社の自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社では、債権の実態に応じ貸倒見積高を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③受注工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失見込額を計上しております。なお、受注工事損失引当金は、流動負債「その他の引当金」に含めて表示しております。

④製品機能維持引当金

当社の販売済み製品の機能維持費用に充てるため、対象となる製品の契約内容に従い、過去の実績による機種ごとの必要見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算にあたって、企業年金制度について、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法（簡便法）を適用しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
- ①当社および国内連結子会社
完成工事高および完成工事原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ②在外連結子会社
完成工事高および完成工事原価の計上は、所在地国の会計基準に従い、すべての工事について工事進行基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては振当処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
為替予約および通貨スワップを手段として、契約時に存在する債権債務等を対象としております。
- ③ヘッジ方針
社内規程においてヘッジの手段と対象を定め、為替変動リスクをヘッジする目的で行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- (8) のれんの償却方法および償却期間
10年間で均等償却しております。
- (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ①繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
- ②消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より一部の在外連結子会社においてIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上することとしました。当該会計基準の適用にあたり、当社グループは経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点での影響額は軽微なものと見込んでおります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

- ・会計上の見積り

新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動自粛要請や世界各国の入国制限などの影響を受け、当社グループの工法提案活動も限定的にならざるを得ない状況が続いています。

このような状況は、2021年8月期より徐々に正常化することを仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
建物及び構築物	165百万円	158百万円
土地	1,503	1,714
投資その他の資産「その他」	220	—
計	1,889	1,872

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
短期借入金	—百万円	200百万円
長期借入金	434	317
(うち1年以内返済予定額)	(110)	(93)
計	434	517

※2. 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
投資有価証券(株式)	307百万円	307百万円

※3. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
建物及び構築物	42百万円	42百万円
機械装置及び運搬具	3	3
その他	7	7
計	52	52

4. 保証債務

下記のとおり契約履行保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
J Steel Australasia Pty Ltd	64百万円	—百万円

※5. 当社および国内連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額の総額	6,800百万円	8,300百万円
借入実行残高	—	200
差引額	6,800	8,100

※6. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
受取手形	290百万円	—百万円
電子記録債権	169	—
支払手形	973	—
電子記録債務	610	—

(連結損益計算書関係)

※1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上原価	177百万円	272百万円

※2. 販売費及び一般管理費

主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
給料手当及び雑給	1,634百万円	1,778百万円
賞与引当金繰入額	392	316
退職給付費用	100	100
貸倒引当金繰入額	0	△2
試験研究費	803	625

※3. 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
	803百万円	625百万円

製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※4. のれん償却額

前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正2018年2月16日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを一時償却したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△227百万円	△65百万円
組替調整額	△0	256
税効果調整前	△227	191
税効果額	69	△58
その他有価証券評価差額金	△158	132
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	20百万円	△18百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	20	△18
税効果額	△6	5
繰延ヘッジ損益	14	△13
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△205	9
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△75	51
組替調整額	△0	4
税効果調整前	△76	55
税効果額	22	△16
退職給付に係る調整額	△53	39
その他の包括利益合計	△402	167

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	27,453,428	470,000	—	27,923,428
合計	27,453,428	470,000	—	27,923,428
自己株式				
普通株式(注)2	692,546	182	—	692,728
合計	692,546	182	—	692,728

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	242
	合計	—	—	—	—	—	242

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2018年11月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・802百万円
- (ロ) 1株当たり配当額・・・30円
- (ハ) 基準日・・・・・・・・2018年8月31日
- (ニ) 効力発生日・・・・・・・・2018年11月28日

② 2019年4月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・923百万円
- (ロ) 1株当たり配当額・・・34円
- (ハ) 基準日・・・・・・・・2019年2月28日
- (ニ) 効力発生日・・・・・・・・2019年5月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年11月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・925百万円
- (ロ) 配当の原資・・・・・・・・利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額・・・34円
- (ニ) 基準日・・・・・・・・2019年8月31日
- (ホ) 効力発生日・・・・・・・・2019年11月28日

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	27,923,428	134,600	—	28,058,028
合計	27,923,428	134,600	—	28,058,028
自己株式				
普通株式（注）2	692,728	187	—	692,915
合計	692,728	187	—	692,915

（注）1. 発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	503
	合計	—	—	—	—	—	503

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2019年11月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額・・・925百万円

（ロ）1株当たり配当額・・・34円

（ハ）基準日・・・2019年8月31日

（ニ）効力発生日・・・2019年11月28日

② 2020年4月10日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額・・・956百万円

（ロ）1株当たり配当額・・・35円

（ハ）基準日・・・2020年2月29日

（ニ）効力発生日・・・2020年5月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年11月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額・・・957百万円

（ロ）配当の原資・・・利益剰余金

（ハ）1株当たり配当額・・・35円

（ニ）基準日・・・2020年8月31日

（ホ）効力発生日・・・2020年11月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金勘定	7,335百万円	6,882百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,414	△1,557
現金及び現金同等物	4,920	5,324

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金および安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、財務上発生する為替変動リスクを回避する目的のためにのみ行っており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および投資信託等であり、その一部は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建売掛金残高の範囲内にあります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主として為替変動リスクを回避するために行っており、必要な範囲内での為替予約取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に基づき、顧客の信用状況を十分調査するとともに営業債権の期日管理および残高管理を行い、リスク低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権債務については、為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、社内規程に定められた決裁手続を経て、財務担当部門内において、実行および管理をそれぞれ行っております。

③ 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確認をすることなどにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,335	7,355	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,021	10,021	—
(3) 電子記録債権	2,839	2,839	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,314	1,314	—
資産計	21,510	21,510	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,343	2,343	—
(2) 電子記録債務	2,633	2,633	—
(3) 短期借入金	303	303	—
(4) 長期借入金(※1)	434	440	6
負債計	5,715	5,722	6
デリバティブ取引(※2)	(11)	(11)	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,882	6,882	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,272	5,272	—
(3) 電子記録債権	1,693	1,693	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	922	922	—
資産計	14,770	14,770	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,333	1,333	—
(2) 電子記録債務	2,429	2,429	—
(3) 短期借入金	692	692	—
(4) 長期借入金(※1)	885	886	0
負債計	5,340	5,341	0
デリバティブ取引(※2)	0	0	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、投資信託は公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
その他有価証券（非上場）	8	8
関係会社株式	307	307

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年8月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,335	—	—	—
受取手形及び売掛金	10,021	—	—	—
電子記録債権	2,839	—	—	—
合計	20,196	—	—	—

当連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,882	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,272	—	—	—
電子記録債権	1,693	—	—	—
合計	13,847	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年8月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	110	100	100	85	35	—
合計	110	100	100	85	35	—

当連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	178	178	163	112	64	188
合計	178	178	163	112	64	188

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年 8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	117	102	15
	(2) 債券	199	194	5
	(3) その他	220	209	11
	小計	538	505	32
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	471	815	△343
	(2) 債券	303	321	△17
	(3) その他	—	—	—
	小計	775	1,136	△361
合計		1,314	1,642	328

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額8百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2020年 8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	7	6	0
	(2) 債券	118	113	5
	(3) その他	5	4	0
	小計	131	125	6
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	402	808	△406
	(2) 債券	200	220	△19
	(3) その他	189	204	△15
	小計	791	1,233	△441
合計		922	1,358	△435

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額8百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	0	0	0
② その他	0	0	0
(3) その他	0	0	0
合計	2	0	0

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	118	16	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	99	11	—
② その他	106	12	0
(3) その他	10	1	0
合計	335	41	0

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について297百万円（投資有価証券の株式297百万円）減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (2019年8月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 ユーロ	379	—	△25	△25
合計		379	—	△25	△25

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2020年8月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、在外連結子会社のうち1社は、退職一時金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

当社の退職給付に係る負債および退職給付費用は、原則法により算定しております。なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

また、複数事業主による総合設立型の企業年金制度を併用しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付債務の期首残高	1,128百万円	1,234百万円
勤務費用	110	123
利息費用	5	2
数理計算上の差異の発生額	75	△47
退職給付の支払額	△86	△38
退職給付債務の期末残高	1,234	1,274

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
年金資産の期首残高	1,039百万円	1,087百万円
期待運用収益	20	21
数理計算上の差異の発生額	0	4
事業主からの拠出額	113	119
退職給付の支払額	△86	△38
年金資産の期末残高	1,087	1,195

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高（△は資産）	13百万円	14百万円
退職給付費用	58	34
制度への拠出額	△56	57
退職給付に係る負債の期末残高（△は資産）	14	△8

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,010百万円	2,074百万円
年金資産	△1,848	△2,003
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	163	71
退職給付に係る負債	163	80
退職給付に係る資産	—	△8
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	163	71

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
勤務費用	110百万円	123百万円
利息費用	5	2
期待運用収益	△20	△21
数理計算上の差異の費用処理額	△0	4
簡便法で計算した退職給付費用	58	34
確定給付制度に係る退職給付費用	153	141

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
数理計算上の差異	△76百万円	55百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
未認識数理計算上の差異	△62百万円	△7百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
一般勘定	100%	100%
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
割引率	0.17%	0.50%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	5.70%	5.70%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度44百万円、当連結会計年度50百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
年金資産の額	2,731百万円	2,900百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	2,258	2,288
差引額	472	611

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 23.9% (2019年3月分掛金)

当連結会計年度 25.1% (2020年3月分掛金)

(3) 補足説明

前連結会計年度は、時価ベース利回り△2.11%の運用利回りとなりました。その結果、不足金が52百万円発生し、別途積立金672百万円を取り崩し、繰越剰余金は620百万円となりました。

当連結会計年度は、時価ベース利回り△0.54%の運用利回りとなりました。その結果、剰余金が83百万円発生したため、別途積立金620百万円を加えて、翌年度の積立額または翌年度への繰越額は703百万円となりました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額および科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
販売費及び一般管理費	226	262

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
新株予約権戻入益	12	0

3. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年10月8日 取締役会決議 ストック・オプション	2018年10月19日 取締役会決議 ストック・オプション	2019年4月19日 取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役および監査役 6名 当社の子会社の取締役 2名 当社および当社の子会社の従業員 418名	当社の取締役および監査役11名 当社の子会社の取締役 4名 当社および当社の子会社の従業員 498名	当社の従業員 53名 完全子会社の従業員 19名 完全子会社以外の子会社の取締役 4名 完全子会社以外の子会社の従業員 27名
株式の種類別のストック・オプション数 (注)	普通株式 626,400株	普通株式 880,400株	普通株式 108,500株
付与日	2015年10月28日	2018年11月26日	2019年6月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2018年12月3日 至 2021年11月30日	自 2021年12月1日 至 2024年11月29日	自 2021年12月1日 至 2024年11月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（2020年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2015年10月8日 取締役会決議 ストック・オプション	2018年10月19日 取締役会決議 ストック・オプション	2019年4月19日 取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	875,400	98,300
付与	—	—	—
失効	—	29,400	24,600
権利確定	—	—	—
未確定残	—	846,000	73,700
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	288,300	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	134,600	—	—
失効	600	—	—
未行使残	153,100	—	—

② 単価情報

	2015年10月8日 取締役会決議 ストック・オプション	2018年10月19日 取締役会決議 ストック・オプション	2019年4月19日 取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1,669	3,685	3,685
行使時平均株価 （円）	4,227	—	—
付与日における公正な評価 単価（円）	6.08	952.00	492.00

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価減	116百万円	169百万円
賞与引当金	217	176
役員退職慰労金	197	186
製品機能維持引当金	43	10
前受金	820	844
繰越欠損金(注)	379	397
固定資産に係る未実現損益	37	19
その他	541	511
小計	2,353	2,316
評価性引当額	△470	△484
繰延税金資産合計	1,882	1,832
繰延税金負債		
買換資産圧縮積立金	△19	△19
長期前払費用	△0	△13
その他	△0	△0
繰延税金負債合計	△20	△33
繰延税金資産の純額	1,862	1,799

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	4.2
住民税均等割等	0.3	0.8
繰延税金資産を計上していない子会社欠損金	0.6	1.3
税額控除	△1.3	△1.9
のれん償却額	0.5	3.7
連結子会社との税率差異	0.4	3.2
その他	0.3	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4	41.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、圧入工法の優位性を最大限に活かした機械と新工法の開発を行い、国内外で公害対処企業として事業活動を行っております。

したがって、当社は、「建設機械事業」および「圧入工事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な製品・サービスは次のとおりであります。

建設機械事業…油圧式杭圧入引抜機および周辺機器の開発・製造・販売・レンタル、保守サービス
圧入工事業…圧入工事および基礎工事、地下開発

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表の作成方法と概ね同一であります。

報告セグメントのセグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1, 3	連結財務諸表 計上額(注) 2
	建設機械事業	圧入工事業			
売上高					
外部顧客への売上高	23,638	8,803	32,442	—	32,442
セグメント間の内部売上高 または振替高	1,220	140	1,360	△1,360	—
計	24,858	8,943	33,802	△1,360	32,442
セグメント利益	7,855	755	8,611	△1,922	6,689
セグメント資産	44,325	4,814	49,139	2,323	51,463
その他の項目					
減価償却費	1,418	149	1,568	139	1,708
のれん償却額	—	—	—	31	31
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	2,240	72	2,312	4	2,317

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,922百万円には、セグメント間取引消去△45百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,876百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額2,323百万円は、セグメント間債権の相殺消去△626百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産2,949百万円であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が6月30日であった、J Steel Group Pty Limitedは、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行ってりましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、第3四半期連結会計期間より決算日を8月31日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度は2018年7月1日から2019年8月31日までの14か月間を連結しており、連結損益計算書を通して調整しております。

これにより、当連結会計年度の圧入工事業における売上高が781百万円、セグメント利益が45百万円それぞれ増加しております。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1, 3	連結財務諸表 計上額(注) 2
	建設機械事業	圧入工事事業			
売上高					
外部顧客への売上高	15,592	9,048	24,640	—	24,640
セグメント間の内部売上高 または振替高	1,377	133	1,510	△1,510	—
計	16,969	9,181	26,151	△1,510	24,640
セグメント利益	3,440	1,249	4,689	△2,190	2,498
セグメント資産	41,978	6,350	48,329	1,379	49,708
その他の項目					
減価償却費	1,544	167	1,712	189	1,901
のれん償却額	—	—	—	279	279
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	3,027	32	3,059	1	3,060

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,190百万円には、セグメント間取引消去△56百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,133百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額1,379百万円は、セグメント間債権の相殺消去△696百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産2,076百万円であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報を記載しているため、省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
27,397	5,044	32,442

(注) 日本以外の区分に属する主な地域は以下の通りです。

その他の地域：欧州、アジア、北米、オセアニア

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%超であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
㈱ヨネイ	4,041	建設機械事業

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報を記載しているため、省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
21,822	2,818	24,640

(注) 日本以外の区分に属する主な地域は以下の通りです。

その他の地域：欧州、アジア、北米、オセアニア

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%超であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	建設機械事業	圧入工事事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	31	31
当期末残高	—	—	258	258

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	建設機械事業	圧入工事事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	279	279
当期末残高	—	—	—	—

（注）「全社・消去」の当期償却額279百万円は、販売費及び一般管理費の「減価償却費」に33百万円、特別損失の「のれん償却額」に245百万円を計上しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	1,381.90円	1,372.25円
1株当たり当期純利益金額	168.80円	51.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	167.37円	50.99円

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	4,571	1,400
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	4,571	1,400
普通株式の期中平均株式数(株)	27,084,392	27,319,278
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	231,626	156,106
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつ た潜在株式の概要	2018年10月19日取締役会決議に よる第4回新株予約権 新株予約権の数 8,754個 (普通株式 875,400株) 2019年4月19日取締役会決議に よる第5回新株予約権 新株予約権の数 983個 (普通株式 98,300株)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	303	692	0.59	—
1年以内に返済予定の長期借入金	110	178	0.34	—
1年以内に返済予定のリース債務	4	61	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	323	707	0.26	2021年～2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5	138	—	2021年～2029年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	748	1,778	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、当期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金およびリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	178	163	112	64
リース債務	42	20	11	11

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,867	14,471	19,091	24,640
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	460	2,532	2,639	2,289
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	226	1,688	1,704	1,400
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	8.31	61.88	62.43	51.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	8.31	53.52	0.59	△11.10

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,130	3,239
受取手形	※6 828	※6 1,493
電子記録債権	※6 2,529	※6 1,413
売掛金	※2 7,860	※2 3,415
製品	1,727	5,205
仕掛品	2,070	1,895
原材料及び貯蔵品	1,839	2,762
前払費用	72	99
短期貸付金	—	※2 37
未収入金	※2 191	※2 135
未収還付法人税等	—	326
その他	4	2
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	22,252	20,027
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 3,515	※1 4,372
減価償却累計額	△1,538	△1,798
建物（純額）	※1 1,976	※1 2,573
構築物	※3 1,001	※3 1,034
減価償却累計額	△560	△639
構築物（純額）	※3 441	※3 395
機械及び装置	※3 12,131	※3 13,224
減価償却累計額	△7,142	△8,218
機械及び装置（純額）	※3 4,989	※3 5,006
工具、器具及び備品	※3 807	※3 851
減価償却累計額	△674	△735
工具、器具及び備品（純額）	※3 132	※3 115
土地	※1 9,277	※1 9,513
建設仮勘定	1,469	807
その他	141	141
減価償却累計額	△132	△134
その他（純額）	9	7
有形固定資産合計	18,296	18,418

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	372	334
その他	8	1
無形固定資産合計	380	336
投資その他の資産		
投資有価証券	1,322	921
関係会社株式	2,510	1,971
出資金	28	28
長期貸付金	—	※2 338
長期前払費用	108	17
投資不動産	※1 563	※1 342
繰延税金資産	1,669	1,530
役員に対する保険積立金	724	479
その他	152	174
貸倒引当金	—	△0
投資その他の資産合計	7,078	5,804
固定資産合計	25,755	24,559
資産合計	48,008	44,586
負債の部		
流動負債		
支払手形	※6 736	※6 363
電子記録債務	※6 2,632	※6 2,293
買掛金	1,013	542
短期借入金	—	※1, ※5 200
関係会社短期借入金	378	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 110	※1 178
未払金	※2 472	※2 169
未払費用	※2 376	325
未払法人税等	1,047	—
前受金	2,966	2,790
前受収益	98	126
預り金	24	25
賞与引当金	516	415
その他	427	31
流動負債合計	10,801	7,462

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
固定負債		
長期借入金	※1 323	※1 707
長期未払金	613	613
退職給付引当金	83	71
製品機能維持引当金	146	35
長期前受収益	132	222
その他	13	7
固定負債合計	1,313	1,658
負債合計	12,115	9,120
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,731	8,843
資本剰余金		
資本準備金	9,891	10,004
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	9,891	10,004
利益剰余金		
利益準備金	265	265
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	44	44
別途積立金	6,300	6,300
繰越利益剰余金	10,950	9,904
利益剰余金合計	17,560	16,515
自己株式	△303	△304
株主資本合計	35,879	35,058
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△228	△95
評価・換算差額等合計	△228	△95
新株予約権	242	503
純資産合計	35,893	35,466
負債純資産合計	48,008	44,586

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高		
製品売上高	※2 23,794	※2 15,634
レンタル売上高	※2 1,403	※2 1,461
売上高合計	25,197	17,096
売上原価		
製品売上原価	※2 12,377	※2 8,687
レンタル売上原価	※2 1,407	※2 1,505
売上原価合計	13,784	10,193
売上総利益	11,412	6,902
販売費及び一般管理費	※1, ※2 5,145	※1, ※2 5,307
営業利益	6,267	1,595
営業外収益		
受取利息	※2 3	2
受取配当金	※2 380	※2 311
不動産賃貸料	※2 125	※2 93
業務受託料	※2 18	※2 12
為替差益	—	11
受取保険金	—	185
その他	※2 17	※2 10
営業外収益合計	544	627
営業外費用		
支払利息	※2 4	※2 2
株式交付費	6	3
為替差損	25	—
固定資産廃棄損	—	2
その他	14	6
営業外費用合計	51	15
経常利益	6,760	2,207
特別利益		
新株予約権戻入益	12	—
投資有価証券売却益	—	41
特別利益合計	12	41
特別損失		
投資有価証券評価損	—	297
子会社株式評価損	—	538
特別損失合計	—	836
税引前当期純利益	6,773	1,411
法人税、住民税及び事業税	1,699	493
法人税等調整額	264	81
法人税等合計	1,964	574
当期純利益	4,809	837

【売上原価明細書】

レンタル売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
減価償却費		947	67.3	979	65.0
その他		157	11.2	202	13.5
製造原価より振替		302	21.5	323	21.5
レンタル売上原価		1,407	100.0	1,505	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,329	9,490	0	9,490	265	44	6,300	7,867	14,477
当期変動額									
新株の発行	401	401		401					
剰余金の配当								△1,726	△1,726
当期純利益								4,809	4,809
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	401	401	－	401	－	－	－	3,082	3,082
当期末残高	8,731	9,891	0	9,891	265	44	6,300	10,950	17,560

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△303	31,994	△70	△70	64	31,989
当期変動額						
新株の発行		802				802
剰余金の配当		△1,726				△1,726
当期純利益		4,809				4,809
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△158	△158	177	19
当期変動額合計	△0	3,884	△158	△158	177	3,903
当期末残高	△303	35,879	△228	△228	242	35,893

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,731	9,891	0	9,891	265	44	6,300	10,950	17,560
当期変動額									
新株の発行	112	112		112					
剰余金の配当								△1,882	△1,882
当期純利益								837	837
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	112	112	－	112	－	－	－	△1,045	△1,045
当期末残高	8,843	10,004	0	10,004	265	44	6,300	9,904	16,515

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△303	35,879	△228	△228	242	35,893
当期変動額						
新株の発行		225				225
剰余金の配当		△1,882				△1,882
当期純利益		837				837
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			132	132	260	393
当期変動額合計	△0	△820	132	132	260	△427
当期末残高	△304	35,058	△95	△95	503	35,466

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

…時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および未成工事支出金

…個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料

…月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、中古機は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、レンタル資産については経済的、機能的な実情を勘案した合理的な償却年数による定額法、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法。また、2007年8月31日付で吸収分割により承継した機械及び装置については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

…定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 製品機能維持引当金

販売済み製品の機能維持費用に充てるため、対象となる製品の契約内容に従い、過去の実績による機種ごとの必要見込額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約および通貨スワップを手段として、契約時に存在する債権債務等を対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内規程においてヘッジの手段と対象を定め、為替変動リスクをヘッジする目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

7. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

会計上の見積り

会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「連結注記表 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
建物	165百万円	158百万円
土地	1,503	1,714
投資不動産	220	—
計	1,889	1,872

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期借入金	—百万円	200百万円
長期借入金	434	317
(うち1年以内返済予定額)	(110)	(93)
計	434	517

※2. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期金銭債権	902百万円	971百万円
長期金銭債権	—	338
短期金銭債務	431	25

※3. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
構築物	42百万円	42百万円
機械及び装置	3	3
工具、器具及び備品	7	7
計	52	52

4. 保証債務

下記のとおり契約履行保証を行っております。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
J Steel Group Pty Ltda	—百万円	538百万円

※5. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額の総額	6,500百万円	8,000百万円
借入実行残高	—	200
差引額	6,500	7,800

※6. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
受取手形	267百万円	—百万円
電子記録債権	169	—
支払手形	681	—
電子記録債務	610	—

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度80%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
給料手当及び雑給	999百万円	1,140百万円
賞与引当金繰入額	313	263
減価償却費	175	229
貸倒引当金繰入額	0	△0
試験研究費	806	629

※2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業取引による取引高	2,073百万円	2,159百万円
営業取引以外の取引高	422	359

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年8月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 2,510百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年8月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,971百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価減	116百万円	169百万円
賞与引当金	149	126
役員退職慰労金	186	186
製品機能維持引当金	43	10
たな卸資産廃棄損	13	21
関係会社株式評価損	604	768
前受金	890	844
その他	405	292
小計	2,410	2,420
評価性引当額	△693	△857
繰延税金資産合計	1,716	1,562
繰延税金負債		
買換資産圧縮積立金	△19	△19
長期前払費用	△27	△12
繰延税金負債合計	△47	△32
繰延税金資産の純額	1,669	1,530

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	6.0
評価性引当額の増減額	—	11.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6	△6.3
住民税均等割等	0.3	1.2
税額控除	△1.3	△3.0
その他	0.1	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	40.7

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,976	789	—	192	2,573	1,798
	構築物	441	34	—	79	395	639
	機械及び装置	4,989	1,827	577	1,232	5,006	8,218
	工具、器具及び備品	132	61	0	78	115	735
	土地	9,277	235	—	—	9,513	—
	建設仮勘定	1,469	519	1,180	—	807	—
	その他	9	2	—	4	7	134
	計	18,296	3,469	1,758	1,587	18,418	11,527
無形固定資産	ソフトウェア	372	62	—	99	334	322
	その他	8	—	7	—	1	—
	計	380	62	7	99	336	322

(注) 1. 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

建物	第三工場	617百万円
	関西工場社員寮	132百万円
機械及び装置	レンタル用機械	1,501百万円
建設仮勘定	レンタル用機械	383百万円

2. 当期減少額の主な内容は次のとおりであります。

機械及び装置	レンタル用機械の売却	511百万円
建設仮勘定	建物への振替	395百万円
	レンタル用機械への振替	681百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1	0	1	0
賞与引当金	516	415	516	415
製品機能維持引当金	146	0	111	35

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	株式売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.giken.com
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書および その添付書類ならびに確認書	事業年度 (第38期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月28日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書および その添付書類	事業年度 (第38期)		2019年11月28日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書および確認書	(第39期第1四半期)	自 2019年9月1日 至 2019年11月30日	2020年1月14日 関東財務局長に提出
	(第39期第2四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月13日 関東財務局長に提出
	(第39期第3四半期)	自 2020年3月1日 至 2020年5月31日	2020年7月13日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議案ごとの議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		2019年11月29日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2020年11月26日

株式会社技研製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社技研製作所の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技研製作所及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社技研製作所の2020年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社技研製作所が2020年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社技研製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 裕久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松野 悟 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社技研製作所の2019年9月1日から2020年8月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技研製作所の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。